

○地方税法

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地方税法の一部を改正する法律（平成二六・三・三二法四本則二条（平）〇・一、施行）

・電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七・六・二四法三七条（平）〇・一、施行）

・貿易保険及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二七・七・二七法五九）

・漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業損害補償法の一部を改正する等の法律（平成二八・八・一八法三九）

・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三二法三附則二条（平）〇・一、施行）

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

（事業税の納税義務等）
第七案の二（二）（平）青略

償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び特定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合及び健康保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財形形成基金
六十一（略）

（天の事業税の課税標準）

第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（天の事業税の課税標準）
第七案の二（二）（平）青略

（市町村民税に関する用語の意義）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）

第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）

第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）

第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

（市町村民税の納税義務者の範囲）
第九二条（二）（平）青略

定にかかわらず、当該価却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該価却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該価却資産の価格の二分の二の額とする。

④―㉔ (略)